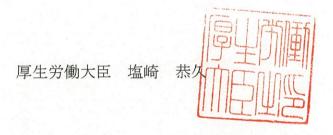
次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正部分)

厚生労働省発雇児0213第2号 平成29年2月13

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿



別紙 「次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、 貴会の意見を求める。

次世代育成支援 6対策推 進法施行 行 !規則等 \mathcal{O} 部を改正する省令案要綱 (青 少年 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促 進等に関する法

律施行規則の一部改正部分)

第一 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正

青少年 \dot{O} 雇 用の 促進等に関する法律第十五条 の厚生労働省令で定める基準の見直し

新規学卒等採用者 しであっ て離れ 職 L た ŧ $\overline{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 割 合に 係る基準 \mathcal{O} 見直

直 |近三事 業年度新 規学卒等採 用 者 \mathcal{O} 数が三人又は 兀 人の 場 合に あ っては、 直 近 の三事業年度に 離 職

た直 直近三事 業年度新規学卒等採用者の数が 一人以下であれば足りることとすること。

一 働き方の見直しに係る基準の見直し

直 近 の事 業年度において、 その雇用 用する労働者 (通常の労働者に限る。 以下同じ。)一人当たりの平

均 した 月当たり \mathcal{O} 所定外労働時 間 が 二十時間 以下であり、 か つ、 その 雇 用する労働者であって平均

た一 月当た り \mathcal{O} 時 間 外労 働 時 間 が ·六十· 時 間以上であるものが いないこととすること。

三 有給休暇に係る基準の見直し

直近の事業年度において、その雇用する労働者に対して与えられ、 及び当該労働者が取得した有給休

暇について、 有給休暇に準ずる休暇として厚生労働省職業安定局長が定めるものを含むこととし、 有給

休暇に準ずる休暇として厚生労働省職業安定局長が定めるものの日数は、 その雇用する労働者一人当た

り五日を上限として算入することとすること。

第二 その他

一 この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、 その他所要の規定の整備を行うこと。